

環 境 影 響 評 価 審 査 書

西名古屋港線（名古屋・金城ふ頭間）建設事業に係る環境影響評価準備書の内容について、名古屋市環境影響評価審査委員の意見をきき、意見書、それに対する事業者の見解等を踏まえ、環境保全の見地から審査を行いました。その結果は次のとおりです。

平成11年5月10日

名古屋市長 松 原 武 久

西名古屋港線（名古屋・金城ふ頭間）建設事業に係る環境影響評価準備書については、次の点を除き妥当なものと判断します。

（大気汚染）

- 1 「環境要素の選定理由」において、供用時に発生する鉄粉について、その影響が少ないとされる根拠を、技術の進歩に伴うブレーキの構造及び材質等の変遷状況を含めて明示すべきである。

（騒音）

- 2 鉄道騒音予測において用いられている財鉄道総合技術研究所・森藤らによる提案式は、実績が少ないことから、予測手法の妥当性の検討結果を明示すべきである。また、当該予測手法は、中・近距離通勤用電車の測定結果をモデル化したものであることから、貨物列車への準用方法並びにその妥当性の検討結果も併せて明示すべきである。
- 3 鉄道騒音予測手順の記述において、予測結果を、上り線・下り線別の旅客列車・貨物列車別ピーク騒音レベルから、それぞれの等価騒音レベルを求めた後、パワー合成し、算出したことが理解できるような記載とすべきである。

- 4 鉄道騒音予測において、列車長等の必要な条件を明示すべきである。
- 5 鉄道騒音現地調査結果の一部において、軌道から離れた地点が、近接地点よりも騒音レベルが高いという結果が示されているが、音源と受音点間の関係によらない他の騒音発生源の影響によるものについては、その旨記載すべきである。
- 6 鉄道騒音現地調査結果において、貨物列車の牽引車である電気機関車とディーゼル機関車の区別を明示するとともに、構造物音パワーレベルの設定に使用した高架橋直下の調査結果を記載すべきである。
- 7 鉄道騒音については、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成7年 環境庁）に基づき、高さ1.2mでの予測を行っているが、周辺の土地利用状況及び居住実態を踏まえた対策等を十分に検討すべきである。
- 8 学校その他特に静穏さが要求される施設及び線路に著しく近接した住居等に対しては、沿線における環境の保全のため、ピーク騒音レベルをも勘案した適切な対応が望まれる。
- 9 駅・ホーム発生音等については、可能な限り低減に努めるとともに、特に早朝・夜間の時間帯において配慮すべきである。
- 10 工事中の建設機械騒音の予測に用いるフェンス及び防音シートの透過損失については、施工段階での継ぎ目や下部等の隙間からの透過を考慮し、しかるべき安全率を見込むべきである。

（振動）

- 11 鉄道振動予測において、1箇所の類似事例調査結果を用いて振動距離減衰式を作成しているが、他事例を用いた、式の妥当性についての検討結果を示すべきである。

1 2 工事中の建設機械振動の予測における振動レベルと振動源からの距離の関係式においては、予測条件として幾何減衰定数の設定内容を明らかにすべきである。

(騒音、振動)

1 3 鉄道騒音・振動に対する「環境保全措置」において、予測数値に見込まれている対策と、さらなる低減を図るための対策が混同された記載となっているが、それらを整理し、理解しやすい記述とすべきである。

(地盤)

1 4 計画路線の地質断面図において、連続性のない不自然な地層が記されているが、調査資料について再検討すべきである。

(土壌汚染)

1 5 環境基準を超える汚染土壌の発生が予測されていることから、工事施工に際しては、適切な調査を実施し、汚染土壌の処理対策について万全を期すべきである。

(緑地)

1 6 工事施工に際しては、荒子川公園を始めとする公園緑地に係る改変部分を最小限にするとともに、公園管理者と協議の上、緑被環境の充実に努めるべきである。

(景観)

1 7 駅舎、鉄道構造物及び車両等のデザインに際しては、形態や色彩等について十分考慮するとともに、周辺都市景観との調和にも努めること。特に公園緑地等を縦断する部分においては、十分な配慮が望まれる。

(廃棄物)

- 18 工事施工時及び供用時における廃棄物等の発生量抑制に努めるとともに、リサイクルに積極的に取り組むべきである。

(その他)

- 19 供用後の駅周辺の自転車駐車対策について、関係機関と積極的に協議し、適切な対応に努めるべきである。